

Weibo CMS 利用規約

第 1 条(取扱の準則)

Find Japan 株式会社(以下「運営元」といいます)は、運営元が運営するサポートサービス「Weibo Care」の利用者向けに、以下に定める「Weibo CMS 利用規約」(以下「本規約」といいます)に基づき、「Weibo CMS」(以下「本サービス」といいます)を提供します。なお、本規約に規定なき事項については、「WeiboCare 利用規約」の定めに従うものとします。

第 2 条(定義)

本規約における用語の定義は、以下の通りとします。

- 「認証元」とは「Beijing Weibo Internet Technology Co., Ltd.」をいいます
- 「本ミニブログ」とは、認証元が運営管理する新浪微博をいいます。
- 「法人認証 UID」とは、認証元が本ミニブログを利用する法人に発行する ID のうち、認証元により認証された ID をいいます。
- 「決済システム」とは認証元が運営する決済システムをいいます。
- 「アプリ提供者」とは、「北京黄龙福盛网络科技有限公司」をいいます。
- 「本アプリケーション」とは、アプリ提供者が提供するアプリケーション” 网页制造器” ” およびプラットフォームで関連するコンポーネントをいいます。。
- 「契約者」とは、運営元に対して本サービスの利用を申込み、運営元の承諾を得た者をいいます。
- 「本サービス」とは、本アプリケーションに関連する次条に定める内容のサービスを受けることができるサービスをいいます。
- 「利用者」とは、アプリ提供者および運営元または契約者が本サービスによってウェブサイト上のコンテンツもしくはイベントを実施した際に、それらを利用するエンドユーザーのことをいいます。
- 「顧客データ」とは、契約者が本サービスまたは本アプリケーションにおいて、提供または保存するすべての電子データおよび情報をいいます。
- 「悪質なコード」とは、ウイルス、ワーム、およびその他の有害または悪質なコード、ファイル、スクリプト、エージェントまたはプログラムを意味します。

第 3 条(本サービスの内容)

1.本サービスの内容は以下の通りとします。

- 本アプリケーションの利用。
- 本アプリケーションに関するカスタマーサポートサービスの提供
- 決済システムを通じて本アプリケーションおよび付随するサービスの利用料金の支払い処理の代行。
- 本アプリケーションについての監視サービス、最新版のアップデートおよびアップグレードのソフトウェア・メンテナンスの提供

第 4 条(申込手続)

- 本サービスは、本店所在地が日本国内である法人(機関・団体その他の組織を含む)が法人名義で契約した場合の当該法人のみが利用できるものとします。
- 本サービスへの申込は、運営元が指定する方法により、運営元が指定する資料・情報等を提出して行うものとします。
- 運営元は、前項の申込を受け付けた後、運営元所定の審査を実施し、本サービスの利用の諾否を判

断します。なお、運営元はかかる諾否の判断に際して必要と判断した場合には、本サービスへの申込をした者に対して、追加の資料・情報等の提出を依頼することがあります。

- 運営元は、本サービスへの申込をした者が、第 1 項の条件に定める条件を満たさない場合、または本サービスを受けるにふさわしくないと判断した場合には、本サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。なお、運営元はその理由等の一切を説明する義務を負いません。
- 本サービスの申込は、前項に定める運営元所定の審査の後、運営元が申込を承諾したことを持って申込手続が完了するものとします。

第 5 条(本規約の範囲および変更)

- 本規約は、本サービスの提供およびその利用に関し、運営元と契約者に適用されるものとします。
- 運営元は、契約者の事前の承諾を得ることなく、ウェブサイト上での掲載またはメール等の運営元が適当と判断する方法で契約者に告知または通知することにより、本規約の全部または一部を変更できるものとします。
- 本規約の全部または一部が変更された場合、本サービスの利用に関しては、変更後の規約が適用されるものとし、契約者は変更後の規約に従うものとします。

第 6 条(本アプリケーションの利用)

- 契約者は、本規約に定める条件により、本サービスを使用できる権利を有するものとします。
- 契約者は、以下の責任を負うものとします。
 - 本サービスの不正アクセスまたは不正利用を防止する努力を行い、不正アクセスまたは不正利用を発見したときには、速やかに運営元に通知すること。
 - 本サービスをユーザガイド並びに適用ある法令および政府規制に従って利用すること。

第 7 条(免責事項)

- 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に対して損害などを与えた場合には、その損害が運営元の責に帰す事由によらず発生した場合、運営元は責任を負わず、運営元の責任が追及された場合においても、契約者は自己の責任と費用において解決し、運営元に一切の負担をかけないものとします。
- 運営元は、本サービスに利用者が掲載する情報の正確性、適切性、第三者の権利を侵害していないこと等について何ら保証をするものではありません。
- その他「WeiboCare 利用規約」第 18 条(免責)に定める事項

第 8 条(禁止事項)

契約者は、以下の行為を行ってはならないものとします。

- 本規約、法令、政省令、規則若しくは条例に反する行為またはこれらの行為を教唆、誘引、勧誘し、若しくは幫助、助長する行為。
- 登録の際に虚偽の登録内容を申請すること。
- 本アプリケーションを契約者以外の者に利用させること。
- 本アプリケーションを販売、再販、賃貸またはリース、貸与すること。
- 契約者の権利を譲渡、販売、再販、賃貸またはリース、貸与、権利に担保権を設定すること。
- 本サービスの運営を妨げる行為、その他本サービスに支障をきたす恐れのある行為。

- 第三者もしくは運営元に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらの恐れのある行為。
- 本アプリケーションを、悪質なコードを保存もしくは送信するために利用すること。
- 本アプリケーションまたは本アプリケーションに含まれる第三者のデータの完全性または性能を妨害、混乱させること。
- 第三者もしくは運営元の商標権、著作権、プライバシーその他の権利を侵害する行為またはそれらの恐れのある行為。
- 本アプリケーションまたはそれに関連するシステムもしくはネットワークに対する不正アクセスを試みること。
- その他、公序良俗に反する行為その他法令に違反する行為、またはそれらの恐れのある行為。
- 本規約または申込書で認められた場合を除き、第三者に本アプリケーションへのアクセスを許すこと。
- 本アプリケーションに基づく派生物を作成すること。
- 本アプリケーションの一部またはそのコンテンツを複製、フレームまたはミラーすること。
- 本アプリケーションのリバースエンジニアリングをすること。
- 以下の目的のために本アプリケーションにアクセスすること。
 - 競合する製品もしくはサービスの開発
 - 本アプリケーションの特徴、機能もしくはグラフィックスのコピー。

第 9 条(知的財産権)

本規約に規定される場合を除き、本規約に基づき、契約者にいかなる財産権も許諾するものではありません。本サービスに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他の知的財産権は、契約者が自ら制作した画像、テキスト、映像を除き、すべて運営元に帰属します。

第 10 条(サービス開始日)

1.本サービスの提供開始日は、前条に基づき申込手続が完了し、契約者が指定する法人認証 UID に対して、本アプリケーションをインストールした日とします。

第 11 条(契約期間)

利用契約の契約期間は、本サービスの提供開始日から別途本サービス申込書によって定めらる期間とします。なお、契約期間満了日の 1 ヶ月以上前までに利用者または運営元いずれからも運営元指定の書面による本契約終了の意思表示がない限り、契約期間は自動的に 12 ヶ月延長されるものとし、以降も同様とします。

第 12 条(本料金等)

- 契約者は本サービスの利用の対価として、申込書に記載の月額料金等(以下「本料金」といいます)を運営元または第 18 条に基づく委託先が指定する方法により運営元に対して支払うものとします。
- 前項の本料金は、第 10 条(サービス開始日)に定める日から課金の対象とします。
- 本サービスを利用するために、必要な一切の費用は、契約者が負担するものとします。
- 運営元に対する金銭債務の履行が、30日以上遅滞している場合には、当該債務が全額支払われるまで、本サービスおよび運営元の他のサービスを停止することができます。
- 運営元はいかなる場合にも、利用者が支払った本料金等を返還しないものとします。

第 13 条(情報の管理)

- 運営元は、運営元の裁量により、本アプリケーションに関連するコンテンツの全部または一部を実例として運営元のウェブサイト上もしくは販売資料に掲載することがあります。当該コンテンツを利用するにあたり、運営元は契約者に対して一切の支払を必要としないものとします。
- 運営元もしくはアプリ提供者は契約者のアクセス履歴および利用状況の調査のため、または契約者へのサービス向上のために利用者のアクセス履歴に関する以下の情報を収集します。なお、運営元が発行するクッキーは管理画面の操作性の向上や効果的な広告配信の目的等に使用し、個人情報の収集やその他の目的には一切使用致しません。
 - 契約者が本アプリケーションのサーバーにアクセスする際の IP アドレスまたは携帯端末の機体識別番号に関する情報
 - 運営元が、クッキーの技術(Web ブラウザを通じてユーザーのコンピューターに一時的にデータを書き込んで契約者が最後にサイトを訪れた日時、そのサイトの訪問回数等を記録保存する技術をいいます。)を通じて取得する契約者およびアカウント所有者のアクセス情報
- 契約者が Web ブラウザでクッキーを拒否するための設定を行った場合、本サービスの利用が制限される場合があることを予め了承するものとします。

第 14 条(秘密保持)

1. 秘密情報の定義

本規約における秘密情報とは、運営元と契約者間において、開示者が受領者に、口頭または書面で開示する全ての秘密の情報であって、秘密であると指定されたもの、または情報の性質および開示の状況から合理的に秘密であると理解されるものをいいます。ただし、秘密情報(顧客データを除きます)には、以下の情報は含まれないものとします。

- 開示の時点ですでに公知のもの、または受領者の責によらずして公知となったもの。
- 適当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- 開示の時点ですでに当事者が正当に保有しているもの。

2. 秘密情報の保護

受領者は、開示者の秘密情報を、善良な管理者の注意義務をもって、本規約範囲外の目的のために開示または利用せず、第三者によって開示または利用されないようにするものとし、秘密情報の開示または秘密情報へのアクセスは、本作業のために知る必要のある受領者の役員、従業員、および本サービスを利用するアカウント所有者に限定するものとします。なお、受領者はそれらの者に、本条と同様の秘密保持義務を課する受領者との秘密保持契約を締結させるものとします。

3. 顧客データの保護

上記に限定されず、運営元は、顧客データの安全性、秘密性および完全性を保護するために適切な管理上、物理的および技術的な安全保護措置を維持するものとします。運営元は、以下のことを行わないものとします。

- 顧客データを改変すること。
- 顧客データを第三者に開示すること。本項4(開示の強制)に従って法令により強制される場合、またはお客様から書面で明示的に許可された場合はこの限りではありません。

4. 開示の強制

受領者は、法令により強制される場合には、開示者の秘密情報を開示することができます。ただし、受領者は、当該開示の強制について、(法的に許容される限度で)開示者に事前の通知を行うものとします。

第 15 条(情報等の削除・サービス提供の中止等)

- 運営元は、本アプリケーションの稼動状態を良好に保つために、次の各号の一に該当する場合、本アプリケーションの提供の全部あるいは一部を停止することがあります。その際、可能な限り契約者に事前に通知を行いますが、やむを得ない場合には、事前通知なしに停止することがあります。停止によって契約者もしくは第三者が損害を被っても、運営元は責任を負いません。
 - 計画保守および緊急保守のために必要な場合
 - 運営元の合理的管理を超える状況(不可抗力、統治行為、洪水、火災、地震、暴動、テロ行為、ストライキ、その他の労働争議(運営元及び運営元の関係会社による場合を除きます)またはインターネットサービスプロバイダの障害もしくは遅延を含みますが、それらに限定されません)により生じた場合
 - その他「WeiboCare 利用規約」第 17 条(情報等の削除・サービス提供の中止等)に定める事項および、止むを得ず本サービスの停止が必要と運営元が判断した場合
- 契約者が本規約に違反した場合、運営元は本サービスの提供を中止することができます。

第 16 条(適用関係・合意管轄裁判所)

- 本サービスの利用に関して、本規約により解決できない問題が生じた場合には、運営元と契約者との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
- 本サービスの利用に関して訴訟の必要が発生した場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第 17 条(解約)

- 契約者が利用契約を解約する場合には、運営元が指定する方法により解約希望日の 1 ヶ月前までに解約の申請を行い、残りの本料金等を一括にて支払うことにより利用契約を解約するものとします。
- 運営元は、前項に基づき利用者が利用契約の解約申請をおこなった場合、運営元が当該申請を不備ないものとして受領した日の属する月の翌月末日をもって解約処理するものとします。

第 18 条(業務委託)

運営元は、本サービスおよび業務の一部又は全部を、契約者の事前の承諾、又は契約者への通知を行うことなく第三者に委託することができるものとする。

第 19 条(損害賠償)

契約者が本規約又は各サービスの利用規約に違反して運営元に損害を与えた場合、運営元は当該契約者に対して、運営元が被った損害の賠償を請求することができるものとする。

第 20 条(終了後の措置)

本契約終了後も、本条、第 7 条、第 9 条、第 12 条、第 14 条、第 16 条の定めは尚有効に存続するものとします。

第 21 条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本国の法令とします。

制定日:平成 25 年 11 月 1 日

改定日:平成 29 年 5 月 1 日

運営元:東京都千代田区神田駿河台 1 丁目 7 番 10 号 YK 駿河台ビル 6F

FindJapan 株式会社